

唐代中使考（一）——唐初の中使——

友永 植

はじめに

小論は唐代の中使あるいは内使と汎称される任務について考察するものである。中使あるいは内使とは内官が任ぜられた内廷の使者を意味し、両者は同一の実態を指すものと考えられる（注¹）。各種史料においては中使の方の検出頻度が高いので、本論においては便宜的に中使の語を以て両者を指すものとする。

当然のことながら、内廷の使者である中使は唐代に限ったものではないが、筆者が唐代の中使に関心を寄せるには理由がある。筆者は嘗て宋代に三班使臣と総称される官職系について考察したことがある。^{注2}その際、この三班使臣の淵源を唐代に内官が任ぜられた令外官の供奉官・殿直・承旨に求めた。ただ、これらの官が内廷の令外官であり、その地位も低かったことから、唐代におけるこれら諸官の実態を詳細に跡付けることができなかった。その後、唐代の内官の動向を追ううちに、中使と称される者たちの記事が史書に散見されるのに気づき、供奉官・殿直・承旨は時に中使という一般的呼称を以て表記されることもあったのではないかと考えるようになった。唐代の中使についての考察はそのような仮説を検証するための試みといつてよい。また、唐はその後半期において内官の専横が認められ、それが亡国の一因をなしたことはよく知られている。筆者はそのような内官専横の経緯を中使の動向から跡付け

ることができないかと思っている。以上のような観点から、筆者は唐代の中使に注目しているが、本論では差し当たって中使の唐初における実態、特に彼らに与えられた任務について考察してみたい。ところで、いわゆる三班使臣の起源は内官の令外官にあるわけであるから、本論で扱う唐初の中使とは関連性がほとんどない。従って、この観点についての考察は今後の研究に委ねたい。

唐代の中使に関する記録は、正史の『旧唐書』・『唐書』、編年史の『資治通鑑』（以下、『通鑑』という）に散在するほか、『全唐文』が収録する文章及び『册府元龟』に編集された百官の事跡の中にも関係記事が些か見出されるので、これらの史料を用いながらその実態を窺ってみた。ところで、これらの史書を通観するとき、中使に関する記録は玄宗朝を境に増加する傾向がはっきりと看取される。そこで中使の動向に関してはここを一つの画期と見なし、本稿ではとりあえず国初から玄宗朝に至るまでの時期を扱うこととする。

一 諸史料に見える唐初の中使

(1) 正史に見える中使

唐初の中使についての記録は必ずしも多くないが、上述の史料に若干

の記載が見える。以下、これらの史料から唐初における中使の活動を窺ってみたい。先ず正史に見える中使の記事を整理したものが表1である。各記事冒頭の番号は以下の全史料にわたり連番にしている。

表1 正史に見える中使の記事

No	皇帝	『旧唐書』の記事	出典
①	太宗	太宗文德順聖皇后長孫氏、(中略)后所生長樂公主、太宗特所鍾愛、及將出降、敕所司資送倍於長公主。魏徵諫曰、昔漢明帝時、將封皇子、帝曰、朕子安得同於先帝子乎。然謂長主者、良以尊於公主也。情雖有差、義無等別。若令公主之禮有過長主、理恐不可。願陛下思之。太宗以其言退而告后。后歎曰、嘗聞陛下重魏徵、殊未知其故。今聞其諫、實乃能以義制主之情、可謂正直社稷之臣矣。妾與陛下結髮為夫婦。曲蒙禮待、情義深重。每言必候顏色、尚不敢輕犯威嚴。況在臣下、情疏禮隔。故韓非為之說難、東方稱其不易、良有以也。忠言逆於耳而利於行、有國有家者急務。納之則俗寧、杜之則政亂。誠願陛下詳之、則天下幸甚。后因請遣中使齎帛五百匹、詣徵宅以賜之。	卷51 長孫氏傳 文德順聖皇后
②	太宗	房玄齡(中略)後疾增劇、遂鑿苑牆開門、累遣中使候問。上又親臨、握手敘別、悲不自勝。皇太子亦就之與之訣。即日授其子遺愛右衛中郎將、遣則中散大夫、使及目前見其通顯。尋薨。年七十。	卷66 房玄齡傳
③	太宗	魏徵(中略)其年、稱綿憊、中使相望。徵宅先無正寢、太宗欲為小殿、輟其材為徵營構、五日而成。遣中使齎素褥布被而賜之。遂其所尚也。及病篤、輿駕再幸其第。撫之流涕、問所欲言。徵曰、髮不恤緯、而憂宗周之亡。後數日、太宗夜夢徵若平生。及旦而奏徵薨。時年六十四。	卷71 魏徵傳

⑧	⑦	⑥	⑤	④
武后	高宗	太宗	太宗	太宗
姚崇(中略)其年、稱綿憊、中使相望。徵宅先無正寢、太宗欲為小殿、輟其材為徵營構、五日而成。遣中使齎素褥布被而賜之。遂其所尚也。及病篤、輿駕再幸其第。撫之流涕、問所欲言。徵曰、髮不恤緯、而憂宗周之亡。後數日、太宗夜夢徵若平生。及旦而奏徵薨。時年六十四。	姚崇(中略)有道士朱欽遂為天后所使、馳傳至都、所為橫恣。機囚之、因密奏曰、道士假稱中宮驅使、依倚形勢。臣恐虧損皇明、為禍患之漸。高宗特發中使慰諭機、而欽遂配流遼州。	高季輔(中略)二十二年、遷中書令、兼檢校吏部尚書、監修國史、賜爵縣公。永徽二年、授光祿大夫、行侍中、兼太子少保。以風疾廢於家、乃召其兄魏州刺史季通為宗正少卿視其疾、又屢降中使觀其進食、問其增損。尋卒、年五十八。	馬周(中略)周病消渴、彌年不瘳。時駕幸翠微宮。敕求勝地、為周起宅。名醫中使、相望不絕。每令尚食以膳供之、太宗躬為調藥、皇太子親臨問疾。周臨終、索所陳事表草一帙、手自焚之、慨然曰、管、晏彰君之過、求身後名、吾弗為也。二十二年卒。年四十八。	褚亮(中略)太宗幸遼東、亮子遂良為黃門侍郎、詔遂良謂亮曰、昔年師旅、卿常入幕。今茲遐伐、君已懸車。倏忽之間、移三十載。眷言疇昔、我勞如何。今將遂良東行。想公於朕、不惜一兒於膝下耳。故遣陳離意、善居加食。亮奉表陳謝。及寢疾、詔遣醫藥救療、中使候問不絕。卒。時年八十八。
卷96 姚崇傳	卷185 韋機傳	卷78 高季輔傳	卷74 馬周傳	卷72 褚亮傳

⑨
武后
<p>馬懷素(中略)舉進士。又應制舉、登文學優贍科、拜鄜尉。四遷左臺監察御史。長安中、御史大夫魏元忠爲張易之所構、配徙嶺表。太子僕崔貞慎、東宮率獨孤禕之饒于郊外。易之怒、使人誣告貞慎等與元忠同謀。則天令懷素按鞫。遣中使使迫、諷令構成其事、懷素執正不受命。則天怒、召懷素親加詰問、懷素奏曰、元忠犯罪配流、貞慎等以親故相送、誠爲可責。若以爲謀反、臣豈誣罔神明。昔彭越以反伏誅。爰布奏事於其屍下、漢朝不坐。況元忠罪非彭越。陛下豈加追送之罪。陛下當生殺之柄、欲加之罪、取決聖衷可矣。若付臣推鞫、臣敢不守陛下之法。則天意解。貞慎等由是獲免。</p>
卷102 馬懷素傳

※唐初の中使の記事は『唐書』には見えない。(表中の傍線は筆者)

①の記事は太宗のむすめ長樂公主が降嫁するに当たり、魏徵がその費用の過多を諫奏したところ、それを長孫皇后が賞賛し、中使を遣わし魏徵に帛五百匹を下賜したことを伝えている。②の記事は建国の元勳房玄齡が病を患い、その病状悪化に際し、太宗が中使を遣わし慰問させ、自らも見舞ったことを伝えている。続く③・④・⑤・⑥の記事も同様に元勳・高官の病に際し、慰問の中使を派遣したことを伝えたものである。③は魏徵の病に際し、中使を遣わし「素褥・布被」を賜ったとある。④は褚亮の病に際し、医薬を賜うとともに慰問の中使を遣わしたとある。⑤は馬周の糖尿病が悪化した際に、名医・中使を遣わし、太宗自ら薬を調合したとある。⑥は高季輔が病を患った際に、太宗が中使を遣わし食事の量を窺わせたとある。次に⑦の記事であるが、高宗朝の韋機が狼藉を恣にする武后最良の道士を捕縛し高宗に告発した件で、武后を憚る高宗が中使を遣わし韋機を宥め諭したことを伝えている。⑧の記事は夏官侍郎・同鳳閣鸞臺平章事の姚(元)崇が武后に誣告の風潮を根絶することを上言したところ、武后がこれを嘉し、中使を遣わして銀千両を下賜したことを伝えている。⑨の記事は武後の最晩年、武后が御史中丞宋璟

による寵臣張昌宗彈劾の上奏に抗しきれず、張昌宗の御史台における取り調べを許可したものの、その後、中使を派遣しこれの特赦したことを伝えている。

(2) 『資治通鑑』に見える中使

次に『通鑑』に見える中使の記事を見てみたい。『通鑑』から拾い得た中使の記事は四件に過ぎない。この内二件は前掲の『旧唐書』と内容が重複するので、『通鑑』独自の記事となると次表の二件のみである。

表2 『通鑑』に見える中使の記事

No	皇帝	年代	『通鑑』の記事	出典	
⑩	高祖	武徳	1/6	時(李)密與東都相持日久、又東拒化及、常畏東都議其後。見蓋琮至、大喜、遂上表乞降、請討滅化及以贖罪。送所獲雄武郎將于洪建、遣元帥府記室參軍李儉・上開府徐師譽等人見。皇泰王命戮洪建於左掖門外、如解斯政之法。元文都等以密降爲誠實、盛飾賓館於宣仁門東。皇泰王引見儉等、以儉爲司農卿、師譽爲尚書右丞、使具導從列鏡吹還館。玉帛酒饌、中使相望。	卷185
⑪	則天	長安	4/12	崔玄暉亦屢以爲言。太后令法司議其罪。玄暉弟司刑少卿朴處以大辟。宋璟復奏收昌宗下獄。太后曰、昌宗已自奏聞。對曰、昌宗爲飛書所逼、窮而自陳、勢非得已。且謀反大逆、無容首免。若昌宗不伏大刑、安用國法。太后溫言解之。璟聲色逾厲、昌宗分外承恩、臣知言出禍從、然義激於心、雖死不恨。太后不悅。楊再思恐其忤旨、遽宣敕令出。璟曰、聖主在此、不煩宰相擅宣敕命。太后乃可其奏、遣昌宗詣台。璟庭立而按之。事未畢、太后遣中使召昌守、特赦赦之。	卷207

(表中の傍線は筆者)

⑩の記事は唐・武徳元年六月、隋・煬帝の訃報を受けて東都に即位した皇泰主(越王)が、群雄李密の投降を歓迎し、宇文化及の部下を護送してきた李密の家臣李儉・徐師譽を叙任し客舎で接待したこと、その際、後宮から寶石・酒肴をもたらす中使が遣わされたことを伝えている。⑪の記事は則天武后が魏元忠の謀叛容疑を觀察御史の馬懷素に鞫問させたが、取り調べが進まないで、中使を派遣し結審を促したことを伝えている。

(3) 『全唐文』に見える中使

次に『全唐文』が収録する文章の中使の記事を見てみたい。『全唐文』から抽出した中使関連の記事を時系列で整理したのが次表である。表中に掲示した文章の本文はそれぞれ長短があるので、長文のものは便宜的に中使の活動実態を窺うことができる部分を主として抽出した。また、各文章の趣旨は本論と直接関係しないので、一々内容の訳出的解説を行うことは避け、文章中の中使の活動に係る部分のみを考察することにする。

表3 『全唐文』に見える中使の記事

⑫	No	皇帝	出典(標題)
高祖・太宗		地邇幽燕、境連趙魏。土多剽悍、人尚褻黷。自戎馬在郊、鳴聲接響。騎射馳逐、罕習詩書。公撫教以仁、崇文備武。斌斌雜半、君子道存。開設學校、檢閱庠塾。人如顔閔、俗同鄒魯。公之興學也如此。大君有命、中使巡風。激濁揚清、旁求俊彦。昭慶闔境、以公清平。感恩申狀、使司覽奏、尋以名聞。總攄美而為最、擇其義而臨之。撫字纒周、芳聲滿歲。(一部)	卷133 昭慶令王璠清德頌碑 (李大亮)

⑮	⑭	⑬
太宗	太宗	太宗
太宗文皇帝金輪纂御、寶位居尊。載佇風徽、召見青蒲之上。迺眷通識、前膝黃屋之間。手詔綢繆、中使繼路。俯摛睿思、乃製三藏聖教序、凡七百八十言。今上昔在春闈、裁述聖記、凡五百七十九言。故元妙之津、書揄揚之旨。蓋非道映雞林、譽光鸞嶽。豈能編降神藻、以旌時秀。奉詔翻譯梵本凡六百五十七部。具覽遐方異俗、絕壤殊風。土著之宜、人備之序。正朔所暨、聲教所覃。著大唐西域記、勒成一十二卷。(二部)	貞觀中。文德皇后嫁所生女長樂公主、奏請儀注加於公主。魏徵諫云、皇帝之姊姊為長公主、皇帝之女為公主。既有長字、合高於公主。若加於長公主、事甚不可。引漢明故事云、羣臣欲封皇子為王。帝曰、朕子豈敢與先帝子等。時太宗嘉納之。文德皇后奏降中使。致謝於徵。此則乾坤輔佐之間、綽有餘裕。豈若韋庶人父追加王位、擅作鄂陵。禍不旋踵、為天下笑。則犯顏逆耳、阿意順旨、不可同日而言也。(一部)	今上(闕八字)之道內盡家人之(闕一字)。每旦(闕一字)朝必(闕一字)優禮。凡(闕一字)斷(闕一字)咸事(闕五字)案(闕三字)机及(闕四字)儲(闕三字)公(闕二字)并州(闕二字)勞發(闕二字)降(闕三字)。疾私庭(闕二字)京師(闕一字)留(闕二字)。中使絡繹、相望道路。手詔紛綸、慙懃旦夕。從幸靈武。益增(闕十)帝(闕十五)天慈臨訣。(闕一字)死對(闕四字)懷(闕三字)歡還宮輟膳。悲不自勝。(闕一字)以貞觀廿一年正(闕一字)五日、薨於正寢。中使還(闕一字)清(闕一字)出宮(闕十四字)不念(闕四字)司徒(闕三字)勞聖體、馳謁道次。(一部)
卷225 大唐西域記序 (張說)	卷207 諫築墳逾制疏 (宋璟)	卷152 大唐尚書右僕射司徒申文獻公瑩兆記 (許敬宗)

20	19	18	17	16
武后	武后	武后	武后	高宗～武后
草土臣某、頓首稽顙。臣言、今日日、中使某至、奉宣勅旨。以臣母喪、贈物若干、以給凶事。(二部)	其英莛。赤斧僊圖、固以謝其靈氣。(一部)	臣某言、伏奉中使宣勅旨、賜貧道藥總若干味。肅恭休命、敬受慚惶。猥以眇身、叨蒙大賴。室殊方丈、同問疾之榮。施等醫王、感能仁之惠。雖緒鞭神授、未可比其英莛。赤斧僊圖、固以謝其靈氣。(一部)	臣某言、中使某至、伏奉某月日勅書、慰問將士官吏僧道耆老等、并賜臣手詔、及冬衣兩副、大將等衣一十五副者。天慈遠致、聖澤傍流。海隅臣庶、抃舞相慶。臣某中謝、伏維陛下道宏文武。任切藩維、遠念戎旅之勤。亟頒時節之賜、臣以謬膺寄理。(一部)	高宗崩、興疾往成都。抗表辭位、至於再至於三。詔加金紫光祿大夫、仍聽致仕。以光宅元季冬勞死魄、薨於洛陽豐財里之私第。嗚呼哀哉。公地藉膏腴、姻連戚里。鼎湖長往、拜卿子而為郎。金勝洞開、徵列侯而尚主。遂乃彈冠筮仕、策名委質。(中略)越翼日。詔贈光祿大夫・使持節都督秦成武渭四州諸軍事・秦州刺史。餘如故。賜物四百段、米粟四百石。東園祕器凶事、給儀仗至墓所往還。司賓卿監護、璽書弔祭。別降中使、賜斂衣一襲。雜物百段。又詔陪葬乾陵。依故事也。(二部)
卷210 為宗舍人 謝贈表 (陳子昂)	卷210 謝藥表 (陳子昂)	卷210 謝賜冬衣表 (陳子昂)	卷196 中書令汾陰公薛振行狀 (楊炯)	卷246 為第五舅謝加賜防閑品子 課及全祿表 (李嶠)

24	23	22	21
中宗	武后	武后	武后
神龍二年、墨制授忠武將軍・守右武衛將軍員外置同正員。特勅停南衙上下、專委北軍事。羽林之任、歷代為重。用周勃而後安、召宋昌而先拜。以公確乎忠信、厲然壯勇。頒命卿之秩、掌孤兒之軍。宿衛陸殿而逾嚴、徵巡嚴廊而匪懈。壘垣增肅、軒禁穆清。錫御府之金錢、分大官之玉食。殊恩所逮、中使相望。而執(闕一字)持戟、筋力為倦。輪節竭誠、心術俱盡。神用疲而致損、腠理勞而生疾。其歲夏中、遇病廳事。半體云廢、經時未瘳。願休攝於家庭、遂遲迴於天闕。陳情拜疏、理切詞殫。有感宸衷、特聽致仕。(二部)	泊我高宗天皇大帝繼祖匡業、繼明德輝。萬流澄灑、八風叶律。齊致功於化造、將有事於岱宗。道由是邦、言念茲者。寺中留綉像一幀、實也。丁厥則天皇太后奉遺託孤、與權改物。母儀霸迹、闡政神器。追惟乾蔭、永動皇情。明啟度門、宣遊覺路。乃降綉像一鋪、廣也。借如崇建塔宇、附麗朝闕。憑縣官之力、散王府之財。中使相望、匠人經始。則有之矣。未或介在草澤、僻居里閭。發皇明於日中、落龍錫於天上。有如此之盛者也。(一部)	洎我高宗天皇大帝繼祖匡業、繼明德輝。萬流澄灑、八風叶律。齊致功於化造、將有事於岱宗。道由是邦、言念茲者。寺中留綉像一幀、實也。丁厥則天皇太后奉遺託孤、與權改物。母儀霸迹、闡政神器。追惟乾蔭、永動皇情。明啟度門、宣遊覺路。乃降綉像一鋪、廣也。借如崇建塔宇、附麗朝闕。憑縣官之力、散王府之財。中使相望、匠人經始。則有之矣。未或介在草澤、僻居里閭。發皇明於日中、落龍錫於天上。有如此之盛者也。(一部)	俄丁內憂去職。哀貶柴毀、莫能俯就。尋奪禮起為左豹闕典憲、每勅公與執事參議焉。或降中使、頻延厚賜。公雖祇奉恩獎、而毀疾彌侵。(闕十二字)遺命務令薄葬、歸於舊塋。(中略)即以天授二年十月十日、同合葬於昭陵神迹鄉之舊塋。禮也。(一部)
卷234 大唐故右武衛將軍上柱國乙速孤 府君碑銘并序 (張楚金)	卷263 鄭州大雲寺碑 (李邕)	卷279 少林寺碑 (裴灌)	卷236 姜遐碑 (姜晞)

※出典の欄の括弧の中は文章の著者。(表中の傍線は筆者)

先ず⑫の記事であるが、この文章は昭慶県令王璠清の徳頌碑文で、著者李大亮の経歴から高祖・太宗朝の文章かと思われる(注3)。これによ

ると文中に「大君有命、中使巡風」とあることから、中使に命じて昭慶県を含む地域を巡察させたことが窺われる。次の⑬の記事は許敬宗の手になる申文獻公の墳墓造営碑である。欠字が多く判読しがたいが、「疾私庭：京師：留…。中使絡繹、相望道路。手詔紛綸、慇懃旦夕。…以貞觀廿一年正：五日、薨於正寢」といった文言から、太宗・貞觀中、文獻公の病に際し、中使を派遣し慰問したことがわかる。これと同様に高官の疾病の慰問に中使が派遣されたことを窺わせる文章として⑭がある。これは武后朝の官僚陳子昂の文章で、子昂の病に際し、中使を遣わし薬を賜ったことが知られる。次の⑭の記事は宋璟が韋皇后の父の墳墓造営について諫奏した文章であるが、その文中で前掲『旧唐書』①の一件（魏徴の諫奏）を逸話として取り上げている。この⑭は官僚を褒賞する際に中使が派遣された事例であるが、同様の事例として⑮がある。これは高宗・武后朝の張楚金が著した乙速孤行儼の墓碑銘で、禁軍の重鎮であった行儼に恩賜を施すため中使が相次いで派遣されたことが記されている。これらに類するケースとして高官への恩典・賜予の使者、あるいは将士・官吏等を慰問する使者として中使が派遣された事例がある。すなわち⑯は前掲の陳子昂の文章で、中使を派遣し将士・官吏等を慰問するとともに冬衣を賜予したことが記されている。⑰は武后朝の姜晦が著した一族と思われる姜遐の墓碑銘であるが、中使を派遣し姜遐に厚く賜予を施したことが伝えられている。また、このような皇帝の恩恵に対する謝意を中使に託して上表する事例も見られる。すなわち⑱は高宗朝の李嶠が皇帝から厚遇を賜った第五舅のために著した謝辞の上表であるが、これを中使に託して以聞していることがわかる。次に⑲の記事は皇帝の手詔を中使が搬送した事例で、張説が玄奘三蔵『大唐西域記』の序文の中で、太宗の「大唐三蔵聖教序」製作過程のこととして述べている。

次に⑲の記事は武后朝の楊炯が著した薛振の行状記であるが、光宅元年に薛振が薨去した際に、中使を派遣し屍衣・雑物を賜予したことが記されている。この⑲と類似した事例として⑳がある。これは上述の陳子昂の文章で、宗氏の母親の葬儀に当たり、中使を派遣し賻贈（香奠）を賜ったことが知られる。このほか㉑の記事は裴灌が著した少林寺修築に係る文章と思われるが、武后朝に中使を派遣し陞階修築の銭を賜ったことが記されている。この㉑と同様に寺院に係わる㉒は、武后朝の李邕が著した鄭州大雲経寺の建立碑文である。大雲経寺は武后が全国に建立させた寺院であるが、中使が現地鄭州との間を往来したことが窺われる。

(4) 『册府元龟』に見える中使

最後に『册府元龟』に見える中使の記事を見てみたい。『册府元龟』からは八件の記事を見出すことができる。ただ、『册府元龟』に収録されている君臣の事跡はほとんどが正史から採録されており、八件のうち六件はすでに前掲の『旧唐書』に見えている。従って、『册府元龟』独自の記事と思われるのは次表の二件のみである。

表4 『册府元龟』に見える中使の記事

No	皇帝	出典
24	太宗	卷319 宰輔部・褒寵2 (高士廉)
		『册府元龟』の記事 高士廉、初爲侍中尚書左僕射。前後賞賜不可勝紀。貞觀十六年、加開府儀同三司、餘如故。太宗征遼、太子於定州監國、士廉以開府儀同三司平章政事、攝太子太傅。駕還。從至定州、遇疾暴發。太宗親幸其第、以問之。及駕幸靈州、固請從行、遂輿疾而從。在途中使名醫上藥、相繼於道。還京漸篤。

25
中宗
七月甲申、河西經畧副大使兼赤水軍使左金吾衛大將軍 員外置同正員廻紇伏帝匍卒。贈特進、賜物三百段、遣 中使吊祭。
卷974 褒異 外臣部

(表中の傍線は筆者)

②4の記事は太宗朝の高官高士廉が病を押して靈州に従行し、その途上、病状を案じた太宗が慰問の中使や名医・上葉をしきりに遣わしたことを伝えている。②5の記事は河西經畧副大使・兼赤水軍使・左金吾衛大將軍員外置同正員を拜命していた廻紇の族長伏帝匍の死去に当たり、弔問の中使を派遣したことを伝えている。

二 中使の任務の特徴

上記諸史料に見える中使の記事から、唐初の中使が託された任務とその背景について考えてみたい。

(1) 中使の任務のカテゴリ

上記二五件の事例について、共通した任務をカテゴリ化し各事例を分類すると、以下の通りとなる。

- (A) 官僚・将士の功労を褒賞・慰勞する使者
前掲諸史料の①・⑧・⑩・⑬・⑮・⑰・⑲・⑳がこの任務に該当し、二五件中七件と最も多い。
- (B) 疾病の高官に対する慰問の使者
史料の②・③・④・⑤・⑥・⑬・⑱がこの任務に該当し、(A)

と同じく七件で最も多い。

- (C) 死去した官僚に対する弔問の使者
史料の⑭・⑳がこの任務に該当する。
- (D) 寺院への賜予の使者
史料の⑳・㉓がこの任務に該当する。
- (E) 地方巡察の使者
史料の㉒がこの任務に該当する。
- (F) 皇帝の意思を傳達する使者
このカテゴリは曖昧な表現を用いているが、(A)から(C)までのように一般的な任務としてカテゴリ化できないものをこの範疇に入れた。これに該当するのは⑨・⑪・⑮である。

(2) 中使の任務に見る特徴

次に、この分類結果を踏まえ、中使の活動の背景にあるものについて考えてみたい。この分類結果から先ず指摘できるのは、(A)・(B)・(C)のカテゴリに全二五件の大半である十六件が属しているという点である。この三カテゴリは皇帝が臣下に恩恵を施すという点で共通しており、それも太宗による元勳・高官への恩賜的行為を特徴としている。これは太宗朝までは唐朝建国に携わった元勳・高官が多く生存していたことと無縁ではなく、彼らの建国前後における功績が太宗による恩賜の背景をなしている。つまり、唐初における中使の担った役割は、多分にこのような君臣関係に基づく皇帝の恩恵の伝達にあつたと考えられる。ところで一方、カテゴリ(F)に属する武后朝の⑨・⑪の事例も注目される。これらは武后が御史台の審問に直接干渉したものであるが、皇

帝が中使を遣わして行政官庁の業務に容喙するといった動向も、この時期になると看取されるのである。小論では扱わないが、玄宗朝以降の中使の任務の特色として、中使が皇帝の政治的意思を帯び外廷で様々な任務を担うようになるが、すでに武后朝においてそのような兆候を確認することができる。

三 唐初の内官統制と中使

さて、上述のような唐初の中使の活動に見る傾向は、唐朝の内官統制と少なからず関係があると思われる。『唐書』宦者伝（卷二〇七）の序文に、

太宗詔、内侍省不立三品官。以内侍為之長、階第四。不任以事、惟門閤守禦、廷内掃除、稟食而已。武后時、稍增其人。至中宗、黃衣乃二千員、七品以上員外置千員。然衣朱紫者尚少。

とあり、太宗は内官の府である内侍省には三品官を置かず、長官の内侍も四品に止め、内官には国政に関わる任務を委ねず、宮門の管理と内廷の清掃のみを所掌させたという。太宗は前朝の内官の弊に鑑み、内官の国政への容喙を防止するため、彼らの職場と業務を内廷に限定しようとしたものと思われる。このような方針の下で、内官を内廷外へ派遣する中使についても、皇帝の恩恵を伝達するといった私的な用向きにしか用いなかったものと推察される。

しかし、武后朝に入り内廷が政治の舞台となるに及び、従来の内官抑制の方針も徐々に弛緩していった如くで、上掲宦者伝によると、武后・中宗朝に内官が大幅に増員されたと言う。恐らく、そのような変化は内官の活動にも影響を及ぼし、内廷に限定されていた彼らの業務が内廷外

へも拡張していったものと思われる。武后が内使を遣わし外廷の行政官庁の業務に直接干渉した上述の事例は、正にそれに当たるとであろう。

おわりに

小論は唐における中使の活動を考察することで、宋代の三班使臣の起源を跡付けることができるかを検証するとともに、彼らの活動を通して唐朝における内官の専横の経過を窺おうという試みの一部である。本論では唐初の中使を扱ったので、第一の観点については論究せず、第二の観点について中使の任務に焦点を当て考察した。その結果、太祖・太宗朝においては内官抑制の方針の下で、中使は専ら皇帝の恩恵の伝達を主たる任務としたこと、しかし武后朝に至ると国初の方針は徐々に緩み、中使は皇帝の意思を行政官庁に反映させる使者として活動するケースも見られるようになったことなどが明らかとなった。

内侍省に限定された内官の活動が外廷に拡張していった背景には、律令官制の制約の中にあつて、自らの政治的意図を直接国政に反映させんとする皇帝の思惑があつたものと考ええる。また一方で、そうした動きは内官をして行政官庁に対する隠然たる影響力を付与せしめるという結果を派生させたのではないかと思う。玄宗朝以降の内官が徐々に専横の傾向を逞しくしていったことは、前掲の『唐書』宦者伝が指摘するところであるが、そのような動きを中使の活動から窺う試みは、次の機会に譲りたい。

〔注〕

(1) 『通鑑』卷二七九、隋・開皇二〇年の条に、

後數日、素入侍宴、微稱、晉王孝悌恭儉、有類至尊。用此揣
后意。后泣曰、公言是也。吾兒大孝愛、每聞至尊及我遣内使
到、(内使猶言中使。使、疏吏翻。)必迎於境首。言及違離、
未嘗不泣。

とあり、これは隋末の史料であるが、傍線部の「内使」について
の胡三省の注によれば、「内使」と「中使」は同一の実態であるこ
とが知られる。

(2) 拙稿「唐供奉官考」(『史学論叢』三八、二〇〇八)

(3) 『全唐文』所載の各文章が属する時代(皇帝)については、文章中
にそれを確認できる文言があるものはそれを根拠に判定した。た
だ、拠るべき根拠がないものについては、『全唐文』が載せる当該
文章の著者に関する略歴から判断した。以下、そのようなケース
について、その根拠とした略歴の記事を示しておくこととする。

⑫の李大亮の略歴は下記の通りである(『全唐文』卷一三三)。こ
れによれば、彼が高祖・太宗朝の人物であることがわかる。

大亮、雍州涇陽人。隋末署韓國公行軍兵曹。與李密戰敗、賊
帥張弼異而釋之。高祖入關、自東都歸國、授土門令。超拜金
州總管府司馬。太宗立、封武陽縣男。復以功進爵為公、領太
子右衛率兼工部尚書。十八年卒。年五十九。贈兵部尚書秦州
都督。諡曰懿。

⑭宋璟の略歴は下記の通りである(『全唐文』卷二〇七)。これに
よれば、彼が活躍したのが中宗朝から玄宗朝にかけてであるこ

とがわかる。ただ、本論においてこの文章を取り上げたのは彼
の事跡に注目したからではなく、彼の文章中に太宗朝の魏徴の
故事が引用されていたことによる。

璟、邢州南和人。舉進士、調上黨尉。為監察御史。累拜黃門侍
郎。睿宗立、遷吏部尚書同中書門下三品。開元初、累封廣平郡
公。授開府儀同三司、罷知政事。十七年遷尚書右丞相。二十年
以年老乞休。二十五年薨。年七十五。贈太尉。諡曰文貞。

⑮張説の文章に見える「大唐三藏聖教序」は、太宗が玄奘三藏の
訳出した仏典に賜った序文で、高宗撰の「述聖記」とともに褚
遂良が書写し、両者一対で大雁塔に嵌め込まれている。

⑯李嶠の略歴は下記の通りである(『全唐文』卷二四六)。これに
よれば、李嶠は武后朝から睿宗朝にかけての人物であることが
わかる。

嶠字巨山、趙州贊皇人。舉進士、累遷麟臺少監。聖歷初、同
鳳閣鸞臺平章事。轉成均祭酒。罷知政事、檢校文昌左丞。長
安三年、復以本官平章事。中宗朝封贊皇縣公、拜中書令、加
修文館大學士、進封趙國公。元宗踐位。以中宗時嶠密表相王
諸子勿留京師、下制放斥。尋起為盧州別駕。卒年七十。

⑰・⑱の陳子昂の略歴は下記の通りである(『全唐文』卷
二一〇)。これによれば、彼が武后朝に活躍したことがわかる。

子昂字伯玉、梓州射洪人。文明初、舉進士。詣闕上書、武后
奇其才、擢麟臺正字。再轉右拾遺。聖歷初、以父老解官、歸
侍。縣令段簡覬其富、因事繫獄、憂憤卒。年四十三。

⑳姜晞の略歴は下記の通りである(『全唐文』卷二二六)。これに
よれば、姜晞は高宗朝の人物であることがわかるが、文章中に

姜遐が死去したのは天授二年とあるので、姜遐に係る事跡は高宗朝と判断した。

晞、贈岷州都督饒曾孫。永隆元年進士。官工部侍郎。襲封郿國公。

②³李邕姜晞の略歴は下記の通りである（『全唐文』卷二六三）。これによれば、李邕は武后から玄宗朝にかけての人物であることがわかる。ただ、この文章は大雲経寺の建立に係るものであるから、当該時代を武后朝と判定した。

邕字泰和、祕書郎善子。長安初、拜左拾遺。唐隆元年、拜殿中侍御史。改員外郎郎中。屢貶、幾中法死。以軍功累轉括淄滑三州刺史。天寶初、為汲郡北海太守。旋為吉溫羅織、勅使就郡決殺之。時年七十餘。後因恩例得贈祕書監。

②⁴張楚金の略歴は下記の通りである（『全唐文』卷二三四）。これによれば、彼が高宗・武后朝の人物であることがわかる。中使との関わりで取り上げた乙速孤行儼の事跡については、文章中に神童二年の文言が見えるので、中宗朝のできごとと判断した。

楚金、并州人、贈工部尚書道源子。鄉貢進士擢第。高宗朝為刑部侍郎。武后朝遷秋官尚書、賜爵南陽侯。為酷吏周興所陷、配流嶺表、卒。